

平成 28 年第 25 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第25回教育委員会会議

1 日 時 平成28年11月18日（金） 11時00分～12時00分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	佐 藤	淳
委 員	長 田	正 寛
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
財務係長	田 村	圭 史
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
学校施設担当部長	本 居	文 男
計画係員	宮 口	晃 一
保健給食課長	石 崎	勝 則
給食係長	宮 北	佳 恵
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
教育推進係長	守 屋	光
教職員担当部長	檜 田	英 樹
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 10名

5 議 題

報告第1号 学校施設における煙突断熱材等の使用状況調査への対応及び
給食用ボイラー停止に伴う給食提供への影響について
議案第1号 平成28年度一般会計補正予算案に係る意見について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第25回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日は、阿部夕子委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第1号は、議会の議案についての意見の申し出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 学校施設における煙突断熱材等の使用状況調査への対応及び給食用ボイラー停止に伴う給食提供への影響について

○長岡教育長 それでは、報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 私から、報告第1号「学校施設における煙突断熱材等の使用状況調査への対応及び給食用ボイラー停止に伴う給食提供への影響について」ご説明いたします。

お手元の資料に沿って、説明させていただきます。

まず、「経緯」でございます。今年10月の地区センターでの煙突内落下物確認に伴う煙突断熱材の破損等に係る全市有施設の緊急点検におきまして、教育委員会でも10月24日から26日にかけて、対象となる128校を調査いたしました。

その結果、小学校9校、中学校6校の計15校において給食用ボイラーの煙突内で断熱材の疑いのある落下物を確認したため、ただちにボイラーを停止いたしました。

これにより、当該15校に加え、これらの学校から給食の提供を受けていた15校の合わせて30校につきまして、通常の給食提供ができず、早いところでは10月27日から、パン、牛乳と調理不要の食品1、2品のいわゆる簡易給食の提供となりました。このことは、テレビなど報道でも大きく取り上げられ、たくさんのご批判をいただいているところであります。

さらに、分析調査で、小学校9校、中学校4校の計13校でアスベスト含有を確認したことから、この13校につきましては、ボイラー停止の継続をせざるを得ず、この13校とこの13校から給食の提供を受けていた、合わせて26校、11,000人の子どもたちには簡易給食の継続となりました。

その後、今日に至るまでに、緊急に調理校の組替えや、ボイラーを使わない方法で調理するなどして、今日現在、すべての学校で給食の再開又は何らかの温食提供に至っておりますが、この間、少ない品数での給食に我慢を強いられた子どもさん、弁当、副食をご用意してくださいました保護者の皆さまには、大変申し訳なく思っているところでございます。

続きまして、報道等でご承知かと思いますが、2の文部科学省の煙突断熱材等の使用状況調査に対する私どもの不適正な対応と、再調査についてご説明します。

まず、平成26年度の煙突断熱材等の使用状況調査への対処についてでございます。

平成26年度、国の規則改正がございまして、それまでは規制の対象外であっ

たアスベストを含有した保温材、煙突断熱材等が新たに規制対象となりましたことで、それらの使用状況について、文部科学省から調査依頼がございました。その経緯につきましては、3 ページ目、別紙1 を添付しておりますが、こちらをご覧くださいと思います。

平成26年7月14日に、文部科学省から都道府県の教育委員会に「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」の依頼があり、8月4日に、北海道から札幌市教育委員会に同調査の依頼がございました。

この調査の中で、煙突断熱材の調査については、「専門家又は専門業者等に依頼して実施すること」となっておりましたことから、当時、この取扱いにつきまして、担当係長が担当課長に相談し、委託調査であれば通常3 か月程度かかることが見込まれますので、この調査期間では困難と判断し、また、予算措置もされていないことや、この時点では当該年度の予算の不用額も見込めないことから、翌年度、平成27年度予算で調査費要求の準備を行うことといたしました。

これを受けまして、8月7日、保温材については、学校に劣化状況の点検調査を依頼すること、煙突断熱材の調査は平成18年度に実施した煙突内部調査の結果をもとにそれを精査することで、担当部長まで方針決裁を得て、8月11日に、保温材の点検については、各学校長、園長に依頼して調査をしたうえ、9月16日に、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散のおそれがある煙突はない」という内容の調査票を北海道に提出しました。

その後、9月26日、平成27年度予算での調査費を財政課に要求したところでございます。

次に、配布資料1 ページ目に戻っていただきまして、(2)平成28年度、今年度の煙突断熱材調査の対応についてでございます。

今年度も、文部科学省から同様の調査がありまして、平成26年度の回答時と同様の考えに基づき、「飛散のおそれがある煙突はない」と9月28日に北海道に回答いたしましたが、北海道から文部科学省へはまだ回答しておりません。そういった時期でありましたので、今回の事態を受け、回答を保留させていただきまして、改めて文部科学省の指導に沿って、学校施設の全煙突の再調査を実施いたします。

最後に、(3)煙突の再調査でございます。学校施設にある全煙突を対象といたしまして、専門業者による調査を実施し、年内に文部科学省に結果を報告する予定です。

続きまして、一番下にあります3番、給食への影響についてです。

給食用ボイラーを停止しております13校と、給食提供を受けている13校、合わせて26校で通常給食の提供を中止しておりましたが、現在の状況をご報告い

たします。

2 ページ目に入ります。まず、すでに給食を再開しております学校は20校ございます。また、簡易給食に温食を加えて提供している学校は残りの6校でございますが、これにつきましても、来週のできるだけ早い時期、21日から遅いところでも24日には、通常給食を提供できるように今準備をしているところでございます。

これらの供給体制はあくまで臨時の体制でございまして、調理、配送の現場に相当無理をかけておりますので、今後、後ほどご説明いたします煙突改修が完了し、ボイラーが使用可能になった段階で、順次、通常の体制に戻していきたいと考えております。

なお、4 ページ目に各学校、個別の給食提供の状況につきまして、まとめておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、2 ページ目にまた戻っていただきまして、4 のアスベスト濃度についてでございます。

大気中のアスベスト濃度測定結果でございますが、アスベスト含有が確認された学校施設13校における測定結果は、最後の5 ページ、別紙3の上部、別表1にまとめておりますが、不検出あるいは大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準である1 リットル10本を大幅に下回る数値でございます。

なお、このうち、別の基準にございます解体工事における漏洩監視の目安となります1 リットルあたり1本を超える1.2本が検出されたもみじの森小学校につきましては、別表2にありますように、引き続き測定を行っておりますが、屋上で0.3、地上で不検出という状況になっております。

また、この表にございませぬけれども、アスベストが確認された13校のうち、今説明した、屋外測定の部分なのですが、煙突点検口がボイラー室にある南月寒小学校、藤野小学校、北辰中学校につきましては、今回、点検口を開けた際に、ボイラー室内にアスベストが飛散したのではないかと懸念がございましたことから、教育委員会独自で3校それぞれ、ボイラー室と周辺廊下の気中濃度測定を行いました。結果はすべて不検出でございました。

次に、(2)の健康不安に対する相談体制についてでございます。現在、環境局、保健福祉局など関係部局と保健所を窓口とすることで調整しており、決まり次第、できるだけ速やかにお知らせする考えでございます。

最後に、5 番目、今後の対応についてでございます。まず、(1)の煙突改修の見通しですが、落下物にアスベストの含有が確認された13校につきまして、今ある煙突を囲い込むという方式をとり、新たに別の煙突を設置する予定ですが、そういった工事で、早いところでは12月の中旬に5校で改修工事が完了し、そ

の時点で、給食用ボイラーが運転できる見込となります。

ほかの8校についても、3学期が始まる前までにすべて完了できるよう進めているところでございます。

次に、(2)の保護者、学校関係者への説明についてでございますが、今後、保護者等への分かりやすい説明をどのようにするのか、鋭意検討しているところでございます。私からの説明は以上です。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただ今説明がございましたけれど、これに対し、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○池田（光）委員 もともと調査のところで少し怠ったというところは、今後のあり方について検討しなければいけないということと、逆にもう一方、その発生後の給食の供給に至るところについては、迅速な対応をされていると私は思います。

発生後については、迅速で素晴らしい対応をしていると思うのですが、前段のところは気になるところがいくつかあり、予算要求をした時に、それがたまたま予算も決まっていって、なかなか予算が取れないというようなことがあって、次の年になって予算要求の意味合いが少し薄れてしまったということなのではないかと思うのですが、財政当局との折衝の部分をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○学校施設担当部長 順にご説明いたしますと、先日の議会でも答弁した内容になるのですが、まず、26年度のこの調査のあった時点では、これは文部科学省から突如、依頼された調査でございましたので、予算となれば、前年度から準備しなければならないのですが、予算措置はその時点ではされておりました。

そうした場合、教育委員会全体の予算の中で、流用等で対応する場合はあるのですが、8月という時点でしたので、不用額を見込めるような状況でもなく、そこにはまだ至りませんでした。

それから、9月に翌年度の予算要求をしておりますが、それは残念ながら、財政課の査定で認められなかったです。認められなかった理由としては、国の動向等まだ様子を見なければならぬということだったのですが、結局、事柄として一切認められませんでした。

例えば、その年度の少し遅くなってからでも、流用して、不用額が出た段階で調査できなかったのかという疑問が当然出るかと思いますが、予算流用する場合にも、財政課との協議が必要になり、おおむねの事柄で認められないもの

は、流用も認められないということになりますので、それは断念したところでございます。その判断が、どうだったかというのは、議会でも問われているところでございます。

それから、翌年度、27年度に入ってから、改めて28年度予算に向けて、要求すべきではなかったのかということも当然出てくるとは思うのですが、それにつきましては、前年度の査定で認められなかった理由があり、その後、事情が変更になって認められる可能性が出れば、当然要求するのですが、状況として、例えば、国の補助の動向とかそういったものの動きが一切ないものでございました。

その段階で要求しても、なかなか難しいということ、これを組織単位ではなく、残念ながら、担当レベルで判断し、はじめから要求調書というものが出てこない状況でしたので、組織として判断することができなかったのが実情でございます。

○池田（光）委員 このような問題の場合、今後はどうしたらいいのでしょうか。今後、同じようなことが起きた場面があった時には、どうあるべきなのでしょう。また同じようなことがあって、また財政当局が理解できなかったからということにはならない気もするのです。どこまで理解していただけるのでしょうか。

○学校施設担当部長 今後の内容というよりも、プロセスとして考えたときに、このような新たな、しかも重要な問題が起きたときに、担当段階で判断することではなく、速やかにその困難性、苦慮している状況を上司に報告し、組織としてどう判断していくのか、あるいは、組織として国なり他部局にどう働きかけていくのかということを考えていく、そういう手順でしょうか、その事務のあり方や意識の部分などは見直す必要があろうかと思います。

○池田光司委員 このアスベストの検証というのは、実際問題として、難しかった背景もありますよね。

○学校施設担当部長 専門業者に委託するとすれば、相当経費もかかるといった判断もあったでしょうし、何よりも期間が短くて回答ができない、大幅に遅れてしまうといったことがあったかと思うのですが、その判断が妥当だったかということについては、これから検証していくことになりますけれども、今ある材料からすると、不適正な判断、誤った判断だと言わざるを得ないかと思います。

○長田委員 今、混乱の時期で、分かっているんですが、この混乱が収束した後の、今後の検証をどうやってやるか。もし分かったら教えていただけますか。

○学校施設担当部長 私も調査を受ける立場ですが、今のところ、教育委員会内部の第三者といいますか、直接関わっていない人間が、当時の状況をしっかり調査をしていくということ、あるいは、全庁的にも、こういった調査をしていくということを聞いております。

○長田委員 もう一つよろしいでしょうか。文部科学省から依頼が来ているということですが、石綿の規則が改正されて、対象は文部科学省だけではないような気がするのです。他の調査依頼というのは、札幌市とか、北海道とか、他の省庁から来ているということはないのでしょうか。

○学校施設担当部長 私が文部科学省に呼ばれ、説明し、その時に指導として受けた経緯につきましてお話しします。平成17、18年頃に吹き付けアスベスト問題が全国的な問題となりました。それについては、ある程度、解決というか、収束していたなかで、平成26年度にレベル2として、次の段階として、煙突内の断熱材なり、室内の配管等に巻いているようなものが、レベル2の段階で対策が必要だということが政府レベルで協議されました。

それを受けて、文部科学省はいち早くまずスタートさせたということです。それ以外にも、関係省庁としては、国土交通省なり厚生労働省などがありますが、そういったところがどのような対策をとったかということは、私の立場ではわかりませんが、総務省から、今年度に入ってから、何らかの指摘を受けて、こうした調査をするように自治体に指示したということで、各省庁が足並み揃っているということではないようです。

○池田（官）委員 平成26年時点での内部調査の依頼に対する回答で、今、苦慮という言葉も使われましたが、この回答について、「おそれのある煙突はない」という形ではなくて、現在こういった理由で専門的な調査を行うことが非常に困難であるといった回答は可能だったのでしょうか。

つまり、現状をそのまま、「現時点では今年度内に調査が予算の関係もあって、難しい」というような回答をするということは、許されるといった言葉を使っていいのかわかりませんが、可能性としては想定できるものなののでしょうか、それとも、全くできないものなののでしょうか。

○学校施設担当部長 今回のような事態になって、結果的に、直接私どもが文

部科学省とやり取りできるようになっているため、国から直接そのようなお考えを伺えるのですけれども、当時の国と自治体の関係を考えますと、なかなかそういったことを率直に申し上げるということは、関係から言うと難しかったのではないかなと思います。

○池田（官）委員 そうすると、何としても調査を行って、何らかの形で回答しなければならないといった関係というのは、若干あったと考えてもいいわけなのでしょうか。

○学校施設担当部長 そうですね。

○佐藤委員 各委員のご指摘のとおりで、重複になるのですが、1点目は、想定より早い給食の再開が行われ、何よりだと思っております。関係部局のご尽力に感謝申し上げたいと思います。ただ、もう一方の状況調査への対応については、まさに不適正と言わざるを得ない対応だったと思います。

詳細については、すでに議会でも明らかになっておりますので、特に質問はないのですが、今後この経緯を精査していただいて、同様の調査依頼があった際のいわば処理プロセスと申しましょうか、どこまで判断を上げていくかということについては、考えていかなければいけないと思います。

こうした調査の依頼というのは、おそらく年間で相当量になるとあって、アスベストだけではなく、様々ないじめとか、そういったものを含めて、これまで上まで上がってこなかったというのは、分量の膨大さということにもよっていたと思います。その量的な問題というのを解決できる見通しというのは、お持ちでしょうか。

○学校施設担当部長 他団体、国などからの照会については、誠実にお答えするしかなく、事務レベルとして、毎年膨大な作業を行っております。今の調査に対しての対応というのは、基本的に決裁権限が課長段階というものがござい

ます。もちろんすべての調査が重要だと思いますけれど、たくさんある調査の中でも、今回の調査のような重要で、その中でも特に判断が必要なものについて、もっと上まで上げていくというような、まさに意識の部分だと思うのですが、そういったところが重要になってくるのかなと思います。

○佐藤委員 今後、検討していただきたいと思います。

○池田（光）委員 今回、文部科学省と話しているというのは、実際に文部科学省に行かれたということでしょうか。

○学校施設担当部長 はい。

○池田（光）委員 その形というのは、どういう形なのでしょう。例えば、文部科学省から説明に来てほしいということなのか、こちらからお伺いして、話を聞いて問題解決に向かったというのか、もう少し状況を詳しく教えていただけないでしょうか。

○学校施設担当部長 特に、正式に呼ばれたということではないのですが、報道もありましたので、速やかに私から報告に出向きました。

○池田（光）委員 報告に行ったということですね。報告に対して文部科学省の反応はどうだったのでしょうか。

○学校施設担当部長 当然、叱られたというか、今回の札幌の取扱いについて、大変残念であり、遺憾であるという言葉から始まり、そのうえで、まず事の重要性を再認識し、文部科学省が本来自治体に依頼しているとおりの調査をすぐ行ってほしいということで、先ほど、再調査と申し上げましたけれども、遅れた状況ではありますが、年内に報告してほしいということでございます。

○池田（光）委員 口頭でしょうけれども、そういう指導を受けたというか、そういったやり取りがあった状況ですね。

○学校施設担当部長 はい。

○池田（光）委員 それで、今回調査して、もう1回報告に行かなければいけないということになるのでしょうかね。

○学校施設担当部長 必要があれば、内容を説明しますけれども、文書での回答になると思います。

○池田（光）委員 文部科学省との関係としては、文書での回答でいいということになっているのですね。

○学校施設担当部長 札幌市だけが口頭で直接指示を受けていますけれど、文部科学省から道教委に対し、他にも漏れがないかということを含めて、12月の時点での調査ということで、他の自治体も含めて再調査するようというものが、たしか来ております。要は、もう一度やり直してくださいということが正式に文書でも来ているところです。

○池田（光）委員 それに対して、今回対応して、調査の具現化ができるということなんですね。

○学校施設担当部長 すでに、契約等も含めた準備に入っております。できるだけ速やかに実施したいと思います。

○池田（光）委員 調査の範囲は、煙突だけなのか、アスベストの全体のことなのでしょうか。屋根裏に隠れているものがある可能性もあると思うのですが、そこまでの調査はしなくてもいいということなのでしょうか。

○学校施設担当部長 今、持ち合せていないので、正式なものではないのですが、26年度の調査の実施にあたり、その正式な調査が来る前の段階で、予告があり、全体調査、特定調査という分類で来ておりました。今回問題になっているのは、特定調査の部分ですが、この調査で行うのは、保温材に関する調査です。これは、調査の方法というのは、指定されていません。

もう一つが、煙突、断熱材に関する調査です。これは専門業者によって行ってくださいという2本立てになっております。

そのほかに、今委員がおっしゃった屋根裏にすでに囲い込んでいるものについて、全体調査の方では、予告の中では、入っておりました。ただ、それについてはこの2年間では調査の依頼は来ておりません。

したがって、今自治体に求められているのは、囲い込まれたものではなくて、むき出しではないのですが、廊下などにある配管の目視点検、それに加えて、煙突内の調査ということです。

目視点検の方は26年度にしっかり行っておりまして、その後も日常点検の中で、先生なり用務員なりが、毎日、校内巡回しており、そういった中で不具合があれば、すぐに対応をしておりますが、それについても、今回は念のため、再点検を各学校にお願いをさせてもらっています。そちらの方は大きな問題にはなっていないと思っております。

○池田（光）委員 今回、特定されたものだけを重点に行うということになる

のですね。

○学校施設担当部長 はい。

○池田（官）委員 先ほど、佐藤委員が述べられた意見に、私も同感です。話が変わりますが、お願いになると思うのですが、健康に関わる問題だけに、十分な情報提供と不安を持たれた保護者の方、あるいは、児童生徒へのできるだけきめ細やかな相談、それに応える体制づくりを、現在調整中ということですが、作っていただきたいと思います。

○池田（光）委員 私も、前段の調査のところについては、不適正だったと思いつつながら、現実的にこのようにならなかった根本の理由は、どこにあるのかということが、自分の中で納得できるものがないのです。

例えば、財政当局が理解されていないとすれば、次回同じようなことが起きたときに、同じようなことがまた起きるのではないのでしょうか。

それに対するおっしゃったような対策というのは、とても大事だなということも含め、もう少し議論していく必要があると思います。

一方で、学校給食への対応等については、みなさんおっしゃったように、本当に短期間のうちに対応されて、素晴らしいなと思います。そのところはしっかりと自信をもって対応された方がいいと思います。

繰り返しになりますが、前回の26年度からの対応については、何が問題だったのか改めて考え直してみる、教育委員会でも議論する必要があるとあって、予算のところでは納得できないからといって、我々の理解が深まらなかったということであれば、今後もそういう問題が起きてくると思うし、その点をどういった重要度で捉えて、どう発信していくかという議論はしておいた方がいいのではないかと私は思います。

○長田委員 この顛末は、内部で調査するという以外に、市との問題もあり、評価については、例えば、いじめだと、第三者委員会を組織して、外部の人に評価してもらい、そういう体制があることも踏まえて、一定程度、第三者的な評価をしてもらい、実態解明をして、同じようなことが起こらないような仕組みということを検証することが一番大切で、同じような問題が、この問題以外にも起こらないようなチェック体制を今後とることができるようにしていくことが大切だと思います。今後の検証のあり方については、十分考慮していただきたいと思います。

○長岡教育長 生涯学習部長から、一言ございますか。

○生涯学習部長 今後の今回の事案の検証につきましては、教育委員会のみならず、全庁的な視点で再発防止に向けて、あるいは、対外的なきちんとした説明に向けて、どういう形がいいかということを検討しているところでございます。

委員、ご指摘の件につきまして、十分私どもも受け止めさせていただきまして、対応させていただきたいと思っております。

○池田（光）委員 給食の対応は、早くて素晴らしかったと思います。本当に素晴らしいなと私は思っています。皆さんそう評価されているのではないでしようかね。

○長岡教育長 この対応につきましては、今後も様々な対応をさせていただくことになろうかと思っておりますので、逐次、委員の皆さまにもお伝えさせていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

報告に対し、他に何かご意見ございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、報告第1号については、以上でございます。続きまして、議案の審議に入りますが、議案第1号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開
